

アートパラ深川大賞応募規約

「アートパラ深川大賞 2026」に作品を応募いただく皆様に、以下の規約をご確認いただき、ご理解・ご同意のうえでご応募ください。

第1条【規約の適用】

本規約は、アートパラ深川おしゃべりな芸術祭実行委員会および一般社団法人アートパラ深川(以下「主催者」)が共同開催する「アートパラ深川大賞 2026」(以下「本公募展」)に応募された方と主催者との間における全ての事項に適用します。

第2条【応募資格】

本芸術祭は、社会生活において何らかの障がいのある方で、本規約にご同意いただける方にご応募いただけます。年齢やアーティストとしての経験は問いません。

第3条【知的財産権】

1. 作品の権利

応募作品は、応募者ご自身が創作し、知的財産権その他の権利をお持ちの作品に限ります。

2. 第三者の権利尊重

応募作品は、第三者の知的財産権その他の権利を尊重した作品とします。

3. 作品の利用許諾

応募者は、主催者が入選・入賞作品や応募者コメント等を、以下の目的で無償利用することに同意し、著作者人格権を行使しないものとします。

- ・広告宣伝および本芸術祭のプロモーション
- ・Web サイト、紙媒体等での掲載
- ・次年度以降の芸術祭での複製画展示

なお、利用時には応募者のお名前(ペンネーム可)、お住まいの都道府県名を記載する場合があります。

4. 二次利用・作品販売の調整

第三者から入選・入賞作品の二次利用や作品販売の希望があった場合は、応募者と相談のうえ、利用の可否や料金等の条件を決定します。

5. 権利侵害時の責任

応募作品が第三者の知的財産権を侵害するものとして警告、請求、訴訟等を受けた場合は、応募者ご自身で解決していただきます。主催者が損害を被った場合は、応募者に損害賠償を請求する場合があります。

第4条【守秘義務】

応募者は、本芸術祭の参加にあたり主催者から提供された情報や資料のうち、第三者への開示や漏えいを禁止する旨の指示があったものについては、これを遵守します。

ただし、以下に該当する情報はこの限りではありません。

- ・すでに公知のもの、または公知となったもの
- ・主催者から提供される前にすでに応募者が知得していたもので、その事実を立証できるもの
- ・正当な権限を有する第三者から合法的に取得したもの

第 5 条【作品の編集】

主催者は、主催者発行の Web サイトや紙媒体での応募作品の使用・印刷に際し、適切な範囲で編集することができます。応募者はこれに同意したものとします。

第 6 条【免責事項】

1. 取り消し対象作品

主催者は、以下に該当する応募作品について、応募者の承諾なく入選を取り消すことができます。

- ・第三者の知的財産権その他の権利を侵害する、またはその恐れのある作品
- ・公序良俗に反する作品
- ・個人を特定できる作品
- ・その他主催者が不適切と判断した作品

2. 情報管理の免責

主催者に帰責事由のない情報の漏えい等により応募者が損害を被った場合、主催者は責任を負いません。

3. 投稿情報の保証

主催者は、応募者により投稿・掲載された情報の内容について保証しません。

第 7 条【承諾事項】

1. データの返却

応募作品の提出データ等(電磁的データを含む)は返却しません。

2. 原画の郵送・展示・返却

応募作品が入選・入賞した場合、応募者は原画を主催者指定の場所へ郵送または持ち込みいただきます。主催者は展示期間終了後、原画を返却します。なお、作品管理のため、主催者の判断により作品の一部にシールを貼付することがあります。

3. 第三者損害への対応

応募により第三者が損害を受けた場合、応募者は自らの費用と責任で解決し、主催者に損害を与えないものとします。主催者が損害を被った場合は、応募者に損害賠償を請求する場合があります。

4. 芸術祭の変更等

主催者は、やむを得ない事情が発生した場合、本芸術祭を中止、内容変更、または延期することができます。

第 8 条【個人情報の扱い】

応募者の個人情報は、応募者の承諾がない限り、本芸術祭の適切な運営のみに使用します。主催者は無断でそれ以外の目的に使用したり、第三者に開示・提供したりすることはありません。

第 9 条【準拠法・管轄裁判所】

本規約は日本法に準拠します。本規約および本芸術祭に関する紛争について訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 10 条【協議事項】

本規約に定めのない事項や疑義が生じた場合は、関係当事者との協議により、最終的に主催者が決定します。

以上